

告示

埼玉県告示第三百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号で告示した富士見都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

富士見市

二 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業富士見公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年十月二十五日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千三百十六号、昭和五十三年埼玉県告示第千八百号、昭和五十六年埼玉県告示第百号、昭和五十八年埼玉県告示第五百三十一号、昭和六十年埼玉県告示第千七百三十三号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十一号、平成二年埼玉県告示第九百六十八号、平成四年埼玉県告示第千三百九十九号、平成六年埼玉県告示第千二百三十号、平成八年埼玉県告示第千七百二十九号、平成十一年埼玉県告示第百五十二号、平成十四年埼玉県告示第千九百三十四号、平成十五年埼玉県告示第千二百三十二号、平成十七年埼玉県告示第千六百五十二号、平成二十年埼玉県告示第三百四十一号、平成二十三年埼玉県告示第三百九十一号、平成二十六年埼玉県告示第千二百二十七号、平成三十年埼玉県告示第二百九十四号、令和二年埼玉県告示第八十六号の事業地のうち富士見市大字勝瀬字柳合、字寺山、字谷田、大字鶴馬字薬師前、字貝塚、字畑下、字前谷、字反町、大字上南畑字申塚、字下田、字池田、字流、大字水子字山崎、字西桜井、字山崎前、字新田下を変更し、富士見市大字東大久保字蛭沼、みどり野南、大字鶴馬字大沼、字九反所、大字鶴馬字出口、大字水子字西松原、字六道、字台下、大字針ヶ谷字北通、字中通、字南通、字針ヶ谷を加える

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし